

## 和歌山県パートナーシップ宣誓制度

～多様な生き方を認め合う共生社会へ～



レインボーフラッグ  
6色のフラッグは、性の多様性を表し、性的少数者支援の意思表示に使われています。

### 「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」とは

お互いを人生のパートナーと約束する「性的少数者(※)」のカップルが協力して共同生活を行う「パートナーシップ関係(※)」にあると宣誓したことを証明する受領証を県が交付する制度で、令和6年2月1日に導入しました。

法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、本制度の導入により、多様な性の在り方への県民の正しい理解を進めるとともに、性的少数者の方々の生活上の困りごとの軽減など、誰もが暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

#### ※性的少数者

性的指向(恋愛または性愛の対象とする性別)が異性のみでないもの又は性自認(自分の属する性別についての認識)が出生時に届け出られた性別と異なるもの

#### ※パートナーシップ関係

一方または双方が性的少数者である二人がお互いの人生において、パートナーとして協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係

### パートナーシップ関係にある方にとっての日常生活の困りごと

- (例)
- ・医療機関で病状説明や面会を求める場面で、家族として扱われない。
  - ・賃貸住宅入居のとき、自分たちの関係を理解してもらえない。
  - ・大切なパートナー(家族)であることを証明できるものがない。
  - ・周囲から好奇な目で見られたり、からかわれたりする。

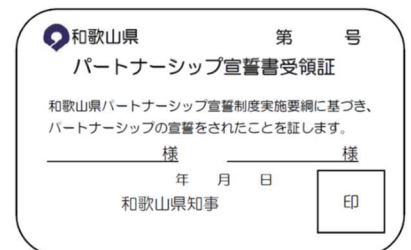
### 対象サービス

- (例)
- ・医療機関での病状説明・面会
  - ・公営住宅の入居
  - ・保育所等の入所申込・送迎
  - ・携帯電話の家族割引の適用

### ☑ チェック

#### ～県民・事業者の皆様へのお願い～

本制度の利用者が、宣誓書受領証の提示等により、婚姻している方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、制度への御理解・御協力をお願いします。



パートナーシップ宣誓制度についてのお問い合わせは

県多様な生き方支援課 ジェンダー平等推進班まで

☎073-441-2510

チェックリストについての

お問い合わせは

県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

